府令・省令

○内閣府令・総務省令・文部科学省令第三号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百六十五号）の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十六条並びに地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三の三第七項並びに第二十三条の三の五第一項第一号ハ、ニ及びホの規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年十二月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
文部科学大臣　下村　博文

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

自治省

第百十条の四第二項第二号中「第二十三条の三の四第一項第三号」を「第二十三条の三の四第一項第五号」に改める。

第百十条の四の二の見出し中「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、同条第二項並びに第四項第一号及び第二号中「第二十三条の三の四第一項第三号」を「第二十三条の三の四第一項第五号」に改め、同条第六項及び第七項中「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改める。

第百十条の五第一項中「第二十三条の三の五第一項第一号イ若しくはロ」を「第二十三条の三の五第一項第一号イからニまでのいずれか」に、「又は第二号」を「から第四号までのいずれか」に改め、同条第四項第四号中「若しくは令第二十三条の三の五第一項第一号ロ」を「、令第二十三条の三の五第一項第一号ロ」に改め、「第二十三条の三の四第一項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき」の下に「、令第二十三条の三の五第一項第一号ハに掲げる者が令第二十三条の三の四第一項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき若しくは令第二十三条の三の五第一項第一号ニに掲げる者が令第二十三条の三の四第一項第四号に掲げる者に該当しなくなつたとき」を、「第二十三条の三の四第一項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき」の下に「から第四号までのいずれか」を加え、「若しくは令第二十三条の三の五第四項若しくは第五項の規定により令第二十三条の三の四第二項第二号に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなつたとき」を削る。

第百十条の六第一項中「第二十三条の三の五第一項第一号ハ」を「第二十三条の三の五第一項第一号ホ」に、「第二十三条の三の四第二項第三号」を「第二十三条の三の四第二項第五号」に改め、同項第六号中「第二十三条の三の四第一項第三号、第二項第三号」を「第二十三条の三の四第一項第五号」に、「又は」を「若しくは」に改め、「第五項第三号」の下に「のいずれかに掲げる区分」を、「に該当する旨」の下に「又は同条第二項第五号に掲げる区分に該当する旨」を加え、同条第二項中「第二十三条の三の四第一項第三号、第二項第三号」を「第二十三条の三の四第一項第五号」に、「又は」を「若しくは」に改め、「第五項第三号」の下に「のいずれかに掲げる区分」を、「証明する書類」の下に「又は同条第二項第五号に掲げる区分に該当することを証明する書類」を加え、同条第四項第四号中「第二十三条の三の五第一項第一号ハ」を「第二十三条の三の五第一項第一号ホ」に、「第二十三条の三の四第一項第三号」を「第二十三条の三の四第一項第五号」に、「第二十三条の三の四第二項第三号」を「第二十三条の三の四第二項第五号」に改める。

第百十条の七第三項中「第二十三条の三の七第一項第三号」を「第二十三条の三の七第一項第五号」に改める。

別紙様式第二十五号㊀の備考6中「A」と、「を「ア」と、同条第1項第3号又は第2項第3号に掲げる者である場合は「イ」と、同条」に、「B」と」を「ウ」と、同条第1項第4号又は第2項第4号に掲げる者である場合は「エ」と」に改める。

別紙様式第二十五号の二㊀の備考6中「第23条の3の4第1項第3号又は第2項第3号」を「第23条の3の4第1項第5号又は第2項第5号」に、「C」と、「オ」と、同条」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、平成二十七年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十七年一月から同年十二月までの間においては、地方公務員等共済組合法第五十七条第二項第三号又は第五十九条第二項第一号ニの規定が適用される者及び地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の三第一項第一号に規定する病院等にこの命令による改正後の地方公務員等共済組合法施行規程（以下「新規程」という。）別紙様式第二十五号による限度額適用認定証又は新規程別紙様式第二十五号の二による限度額適用・標準負担額減額認定証を提出して同条第七項に規定する特定疾病給付対象療養を受けた場合の当該療養を受けた者については、新規程第百十条の四の二第一項の申出に基づく組合の認定を受けているものとみなす。

（様式の特例）

3　この命令の施行の際現に存するこの命令による改正前の地方公務員等共済組合法施行規程別紙様式第二十五号及び別紙様式第二十五号の二の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

省　令

○総務省令第九十五号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百六十五号）の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三の四第一項第三号及び第五号、第二項第三号並びに第七項第一号ハ、第二十三条の三の五第一項第一号ハ並びに第二十三条の四ただし書の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月二十二日

総務大臣　山本　早苗

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条の四の二第一項中「第二十三条の三の四第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号若しくは第二号」を「第二十三条の三の四第一項第一号、第二号若しくは第三号、第二項第一号、第二号若しくは第三号」に、「若しくは令第二十三条の三の四第六項第一号」を「又は令第二十三条の三の四第六項第一号イ若しくはロ」を「若しくは令第二十三条の三の四第七項第一号イ、ロ若しくはハ」に、「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、同条第二項中「第二十三条の三の四第一項第三号」を「第二十三条の三の四第一項第五号」に、「第二十三条の三の五第一項第一号ハ」を「第二十三条の三の五第一項第一号ホ」に改める。

第二条の四の三の見出し中「第二十三条の三の五第一項第一号イ若しくはロ」を「第二十三条の三の五第一項第一号イ、ロ若しくはハ」に改め、同条第一項中「前条」を「前条第一項」に、「第二十三条の三の五第一項第一号イ若しくはロ」を「第二十三条の三の五第一項第一号イ、ロ若しくはハ」に改め、同条第四項中「及び第六項」を削る。

第二条の四の十二第一項中「三万円」を「一万六千円」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

○財務省令第九十八号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百六十五号）の施行に伴い、並びに国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十七条並びに国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の四、第十一条の三の五、第十一条の三の六及び第十一条の三の七の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月二十二日

財務大臣　麻生　太郎

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第百五条の四中「第十一条の三の五第一項第三号」を「第十一条の三の五第一項第五号」に改める。

第百五条の五の二の見出し中「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、同条第二項並びに第四項第一号及び第二号中「第十一条の三の五第一項第三号」を「第十一条の三の五第一項第五号」に改め、同条第六項及び第七項中「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改める。